（公印省略）

日 財 第 ９５３ 号
令和８年 10 月 1 日

各 部（局） 長 様

総 務 企 画 部 長

令 和 ９ 年 度 予 算 編 成 方 針

内閣府の月例経済報告（8月）によると、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされている。

日田市における経済状況は、市内企業景気動向調査の結果（令和８年４月～6 月）を見ると、全業種合計の業況DIは▲15.1 ポイント（前期比 15.1 ポイント減少）と減少傾向にあり、物価高騰や資材不足などにより、来期においても引き続き厳しい見通しとなっている。

このような中、本市の令和７年度決算においては、経常的な歳出の増加が経常的な歳入の増加を上回り、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 0.4 ポイント悪化して 95.2%となり、臨時的な支出に対応していく財政的余裕が少ない状態であることを示している。
今後においても、歳入面では、人口減少や物価上昇による地方交付税等の実質的な減少が見込まれるほか、消費税制の動向にも注視が必要である。一方、歳出面では、災害対応や子育て支援、新清掃センターの建設、物価高や国際情勢に伴う経費の増加など、多額の財政需要が見込まれ、財政状況は一層厳しさを増すことが予想される。

これらの事を踏まえ、当初予算編成に当たっては、財源確保に注力することはもとより、既存事業の廃止や縮小を含めた見直しを一層徹底するとともに、必要となる経費を的確に見積もり、精査の上、要求段階から不用額の抑制に努め、歳入歳出の収支均衡をこれまで以上に意識しながら取り組む必要がある。

このため、予算編成全般において、徹底した経費の精査を行うこととするが、「第6次日田市総合計画第3期基本計画」に盛り込まれた施策や、災害復旧のための事業等については、優先的に予算を配分する予定である。

また、国は「経済財政運営と改革の基本方針 2026」において、物価・賃金上昇を適切に反映した予算編成や強い地域経済の構築等を推進し、強い経済と財政の持続可能性を一体的に実現することとしており、その動向を注視し、的確に対応されたい。

以上を踏まえ、予算要求に当たっては、次の事項に留意するよう通知する。

Ⅰ 全般的事項

1　予算要求書等の提出日(**昨年度から変更あり**)に留意すること。

区分	提出日(厳守)
・義務的経費(人件費・繰出金除く) ・経常的経費	10 月 30 日(金)
・臨時的経費	11 月 19 日(木)
・義務的経費(人件費・繰出金) ・特別会計	12 月 4 日(金)
・3 月補正	1 月 7 日(木)

※実施計画における査定の廃止に伴い、上記のスケジュールとしている

2　歳入予算の見積もりに当たっては、国・県の予算編成や過去の実績などに十分留意し、適正な計上を図ること。また、**新規事業のみならず既存事業についても、国・県の補助制度や他団体の助成制度を積極的に活用し、財源確保に努めること。**

歳出については、厳しさを増す財政状況を鑑み、**事務事業の効率性、有効性、緊急性の十分な検討・見直しを行うとともに、予算要求における積算精度の向上に努めること。特に、優先度の低いものについては、積極的に廃止や縮減をすること。**

令和7年度決算における「不用額リスト」(後日掲示 － 当初予算・減額補正額・不用額がわかるリスト)を参考に、多額の減額補正や不用額を生じることがないよう要求額を精査すること。

3　「第６次日田市総合計画第３期基本計画」、「日田市公共施設等総合管理計画」等の各種計画に盛り込まれる施策の実現に向けた要求を行うこと。

4　災害からの速やかな復旧について、適切な要求を行うこと。

5　**物価高騰等に伴い経費が増額となる場合であっても、改善策や効率的な予算執行方法、他の経費の縮減を必ず検討するとともに、令和7年度決算及び令和8年度の予算執行状況を分析した上で要求すること。**

6　部局を横断する事業の予算要求については、十分な連携を行い、重複することや整合性を欠くことのないよう努めること。

Ⅱ 歳入に関する事項

1 市税

市税収入は、本市財政の根幹をなすものであり、その積算に当たっては、税制改正の動きや物価高騰の影響による経済動向等に留意の上、課税客体の的確な把握や徴収率の向上に努め、年間の徴収見込額を的確に算定し計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、地方交付税算定方法の見直しや市税収入の動向に留意し、年間見込額を計上すること。

3 国・県支出金

国・県の予算編成過程において、**補助金の新設・拡充・縮減等に関する徹底した情報収集を行い、積極的な財源確保**に努めること。また、補助対象、補助率・負担率、補助単価などの把握に努め、歳出に対応した額を計上すること。

なお、国においては、補正予算は緊急性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置される見込みであることから、国・県の動向を早めに確認し、スケジュールの前倒し等について十分留意すること。

4 分担金・負担金

法令や条例等の根拠法令および**受益者負担の原則**に留意し、負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

5 使用料・手数料

受益者負担の原則に立ち、歳出に見合った収入見込額を計上すること。

6 財産収入

未利用財産については、将来の使用目的等について十分検討し、処分可能なものについては、時価に沿った適正な価格で積極的に処分を行うこと。また、貸付可能なものは、適正な対価で貸し付けるなど、収入の確保に努めること。

7 市債

市債については、**後年度の返済時の財政負担（昨今は金利も上昇）に十分留意し、地方財政計画・地方債計画等を参考に、地方交付税措置等財政支援が講じられるものを極力選択**し、財政課に相談の上、所要額を計上すること。

また、**合併特例債の活用可能期間が終了したこと、また、過疎対策事業債の活用には制約があることに留意すること。**

8 その他

過去の実績などの客観的な資料に基づき、的確な見込額を計上するとともに、**あらゆる収入の可能性を検討し、財源確保に努める**こと。

特に、ふるさと納税制度については、寄附金額の増に努めること。

なお、基金繰入金の充当については、財政課と協議の上、計上すること。

Ⅲ　歳出に関する事項

1　予算の要求枠

予算要求は、部局別に、次に示す基準により要求すること。

（1） **義務的経費【シーリング設定なし】**

人件費(単独分)、扶助費、公債費等。

特に扶助費については、**対象者数や制度改正など、積算根拠等を精査の上、過大な予算要求にならないよう**に注意すること。

また、特別会計等への繰出金については、「Ⅵ」の特別会計等に関する事項に留意すること。

（2） **経常的経費【シーリング設定あり】**

物件費及び維持補修費等の通常事務の遂行に必要な管理予算的経費等。

要求にあたっては**支出の必要性の検証を必ず実施し、必要性の低いものは廃止を含め節減に最大限努めること。**

なお、**増額または追加となる経費がある場合は、部全体での調整により他の経費を縮減し、シーリング枠の範囲内に収めること。**

また、近年の決算額を踏まえ、過大な不用額が生じないよう適切な要求を行うこと。

※※　令和8年度当初予算額（一般財源ベース）の　▲ 0%　※※

なお、燃料費、電気料及び新規の指定管理委託料（※令和8年　12　月又は3月議会にて指定管理者の指定議案を提出予定のものに限る）については、引き続きシーリング対象外経費とするが、適切な積算に努めること

（3） **臨時的経費【シーリング設定なし】**

令和9年度事業として企画課に実施計画を提出したものに限る。（災害復旧事業を除く）

実施計画のヒアリング及び査定が廃止となったことから、**予算要求に当たっては、事業の優先度（当初予算の概要様式中「事業の優先度等の整理」欄に、予算がない場合の具体的な支障などについて入力）、積算根拠、財源等について十分に精査を行うこと。**

何かが増えれば、何かを減らす必要があるため、日頃から予算や事務については新規・拡充と廃止・縮減を合わせて考えること。

なお、**予算要求提出時点において精査不足と判断されるものについては予算措置が困難となることのほか、市の内部のみならず外部関係者との調整にも十分留意すること。**

2　個別経費の取り扱い

（1）人件費

令和９年３月31日退職予定者を除き、かつ、新陳代謝分（再任用含む）及び定昇分を加味して年度間所要額を計上すること。計上に当たっては、別途指示する。

なお、**会計年度任用職員についての要求は、総務課人事係と十分協議を行い、**令和8年度当初予算と同じ経費区分で要求すること。

（2）物件費

旅費についてはオンライン研修の活用により、食糧費については開催時間の調整により、各種印刷物に係る費用についてはデザイン料及び紙媒体印刷の必要性の精査を行う等により、物件費全般において抑制に努めること。

（3） 維持補修費

維持補修費については、施設利用者の安全確保に十分配慮すること。

修繕については、**「公共施設等総合管理計画」及び「営繕計画」の内容を踏まえるほか、10 年 20 年先の利用状況等も見据えたうえで必要性と緊急性を十分検討**すること。

（4） 委託料

安易に今年度と同様あるいは物価高騰による増額とすることなく、業務内容や委託範囲等の必要性について見直しを必ず行い、発注内容の工夫等により経費の削減を図ること。

また、適正な価格転嫁にも留意しながら、積算根拠の把握と金額の精査をより一層徹底すること。

※令和 4 年 4 月 1 日から、建築物等の改修・解体等の際にはアスベスト調査が必要となっていることに留意すること。（**建築住宅課公共施設整備係と事前協議を行うこと**）

（5） 工事請負費

労務単価や資材費の動向などに十分留意し、事業費の積算を適切に行うこと。

また、建築物等の要求に当たっては、内容に応じた適正な施工数量や費用の算出（設計）が必要であるため、業者見積のみによることなく、**建築住宅課公共施設整備係と事前協議を行うこと。**

※公共事業については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事に従事する者の労働条件など、労働環境の適正な整備への配慮として、「適正な工期の設定」が規定されており、発注者の責務として適正に予算要求すること。

（6）負担金、補助及び交付金

負担金、補助金及び交付金については、対象団体の決算状況等を参考に、事業内容、繰越金の状況を考慮し、必要性や金額について見直しを行うこと。特に、**繰越金が多額である または増加傾向がある団体に対する運営負担金については、必要性を十分に精査すること。**

（7） 貸付金

利用状況や事業効果を十分把握し、貸付枠、貸付利率、金融機関への預託倍率等の見直しを行うこと。

Ⅳ 債務負担行為

後年度における支出につながるものであることから、設定に当たっては慎重を期すること。

一方、**設定が必要なものについては、遺漏なく計上すること。**

Ⅴ 長期継続契約の活用

契約事務の効率化及び経費の削減等を図るため、長期継続契約を活用すること。

なお、契約期間については、**事業期間や施設の存続期間などに留意**した上で設定すること。

Ⅵ　特別会計等に関する事項

特別会計及び公営企業会計の予算要求に際しては、独立採算の基本原則に基づきながら、経常経費については、一般会計と同様に歳出抑制の観点から経費節減等事務事業の効率化と料金体系の見直し等を含めた経営改善に努めること。

特に、一般会計からの基準(ルール)外の繰出金に依存している特別会計等については、経費の精査を十分に行い要求すること。

Ⅶ　財政マネジメント強化の取り組み

地方財政のマネジメント強化に関する取り組みとしては、国の要請に基づき、「公共施設等総合管理計画の策定」「地方公会計の整備」「公営企業会計の適用（法適化）」を 3 つの大きな柱として、取り組みを進めてきたところである。

「日田市公共施設等総合管理計画」については、**ハコモノ総量の圧縮を進めるための取組を進めるとともに、庁内計画として策定された「営繕計画」の内容を考慮のうえ、10 年、20 年先の利用状況等を見据えた検討を経て予算を要求**すること。

「地方公会計の整備」については、財政の「見える化」を進めるため、複式簿記の手法を取り入れた統一的な基準による財務書類を作成しており、公営企業会計や第 3 セクター等も連結対象として含まれることから、第 3 セクター等の経営状況については、今後のあり方の検討を含め十分なチェックを行うこと。

「公営企業会計の適用」については、令和 2 年度から対象となる全ての特別会計を法適化しており、一般会計繰出金等の予算については遺漏なく適正に要求するとともに、経営基盤の強化に取り組むこと。

Ⅷ　日田市の財政状況

過去 10 年間の決算から見た実質的な黒字額としては、年平均 1.8 億円程度（日田市普通会計歳出決算の規模は 400 億円程度）で推移しているところであるが、歳入について合併算定替えによる優遇措置の段階的削減前の平成 26 年頃と比較すると、市税・普通交付税・臨時財政対策債の合算額において、合併算定替の終了や人口の減などにより、約 20 億円減少している状況にある。

さらに、市町村合併後 20 年間活用してきた合併特例債※が令和 6 年度で活用可能期間が終了した。（※年平均 12 億円ほど借入を行ってきており、償還金に対して 7 割の交付税措置があるため年平均 8 億円の歳入に相当するもの）

歳入はかなり減少してきているものの、歳出では、度重なる災害や物価高騰への対応等のほか、今後も新清掃センターの建設及び市債の償還をはじめ、多額の財政需要が見込まれているところである。

人口の減に伴い、普通地方交付税・臨時財政対策債の算定のうち、人口に連動する部分においては、今後も減少していくこととなる。（年平均では約1億円の逓減が見込まれる）

歳入の減少に見合った歳出の縮減が出来ない場合、歳入不足を補う財政調整基金（令和 7 年度末残高：約 67 億円）等の取り崩しが常態化・拡大し、いずれ枯渇することになる。

以上のような状況を十分認識し、
歳入の確保と事務事業の精査を一層徹底すること